

## ■養成所ニュースプラス第 16 号 2025□■

暦は 9 月になりました。まだまだ猛暑が続いている地域がある一方、台風や秋雨前線により強い雨が降り続いている地域もあります。皆さんお変わりありませんか。

「2026 合格応援プラン」のスケジュールで進めている皆さんは、来週で 10 科目目、折り返しになります。加えてアプリ等を活用し、隙間時間で知識の定着にも取り組んでください。

Plus Quiz は「児童・家庭福祉」から「意見表明等支援事業など」についての問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるのかも合わせて考えてみましょう。

## ■Plus Quiz ・ ・ ・ ・ ・

【37 回問題 91】意見表明等支援事業などに関する次の記述のうち、適切なものを 2 つ選びなさい。

1. 意見表明等支援員は、子どもの未熟さを補い、専門知識に基づいて児童を指導するものである。
2. 児童福祉に関する知識等を有する者が、児童の意向などを勘案して、児童相談所等の関係機関と連絡調整を行う。
3. 児童養護施設等に入所中の児童、里親委託中の児童、一時保護中の児童は、この事業の対象である。
4. 児童相談所の児童福祉司は、意見表明等支援員とは別に、単独で児童の意見を聴取することを控えなければならない。
5. 児童養護施設の職員や里親は、児童の最善の利益を考慮して、意見表明等支援員に対して、養育についての自分の意見は述べないことが望ましい。

正答と解説は最後に記載してあります。

## ■Yoseijo Info ・ ・ ・ ・ ・

・(36 期生) 9 月 1 日に、該当者に対して修了見込証明書類一式をレターパックライトにて発送いたしました。←New  
修了見込証明書は国家試験の受験申込に必要な重要書類となりますので、1 週間程経っても届かない場合は当養成所までご連絡ください。

・(36-37 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。  
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

※本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、10 月末日付けで、支給申請書類一式を発送いたします。

お手元への到着は 11 月上旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。←New

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

## ■Test Info ・ ・ ・ ・ ・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 38 回国家試験は、令和 8 年 2 月 1 日（日）です。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1575005&c=3246&d=99c7>
- ・第 38 回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1575006&c=3246&d=99c7>
- ・第 38 回社会福祉士国家試験の受験申込受付が始まりました。←New  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1575007&c=3246&d=99c7>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1575008&c=3246&d=99c7>

※締め切り間近ですので、検討されている方は早急にご確認ください。←New

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」を web にて公開しています。

また、新たに保護観察官による「更生保護出張講座」を公開しました。

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせは、養成所ニュースプラス第 6 号配信時に PDF データを添付しておりますので、確認のうえぜひ受講してください。

URL はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1575009&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1575010&c=3246&d=99c7>

#### ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1575011&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Column . . . . .

##### 【レポート作成講座第 5 回／2 学期レポート課題の確認 2】

37 期の皆さんには、「レポート提出状況」を昨日、郵送しました。提出レポート科目に齟齬はないか確認してもらうために送付しています。

今回は、2 学期のレポート課題のうちソーシャルワーク系 3 科目のポイントを共有していきます。全ての科目に共通することですが、2 学期のソーシャルワーク系 3 科目についても「レポート作成のポイント」を必ず確認しましょう。その上でテキスト等の文献を読み、各ポイントの要点を書き出すとレポートの骨子が見えてきます。

「ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）」では、ミクロ・メゾ・マクロレベルの実践が必要なことを書くのではなく、「ミクロ・メゾ・マクロの実践が相互に関連していく必要があること」について書きます。また、「現代の社会問題」を用いて考察しなければなりません。

「ソーシャルワークの理論と方法 2」では、事例を用いてもよいとしていますので、用いる場合は、全体の構成を考えて、事例説明を書きすぎないように気を付けましょう。この点は他の科目も同様です。ソーシャルワークの実践モデルやアプローチは、国家試験でも毎年複数出題される項目です。ここで、ナラティブアプローチをしっかりと理解しましょう。

「ソーシャルワーク演習（専門）1」の課題は、事例をとおしてチームアプローチの「有効性と課題」を述べることが求められています。事例だけを紹介するレポートではないので気をつけてください。

次回は、8 月のスクーリング会場での皆さんの声や、ご協力いただいたアンケート結果についてお伝えします。

※科目名については、丸数字が文字化けするため算用数字で記載しています。

##### 【Plus Quiz . . . . . 正答と解説】

児童・家庭分野の課題は深刻で、法令等の制定や改正が矢継ぎ早です。知識のアップデートが求められます。テキストが発行された 2021（令和 3）年以降の法制度の動きも既に国家試験で出題されています。

2023（令和 5）年 4 月にこども家庭庁が発足し、同月こども基本法（こども大綱、こども政策推進会議 都道府県こども計画等）が施行され、翌年 2024（令和 6）年 4 月には「女性支援新法」（女性相談支援員、女性相談センター等）が施行されました。

更に同月、児童福祉法が改正され、市町村の子ども家庭センター設置の努力義務化、フォスタリング業務の担い手として里親支援センターが創設され、意見表明等支援事業が位置づけられています。

2024（令和 6）年 10 月には児童手当法が改正され、18 歳に達する最初の 3 月 31 日までの間にある児童が支給要件と

なり、第3子以降の支給額が3万円に増額され、所得制限も撤廃されています。

テキストでカバーできない内容は、お送りしていますテキスト別冊「社会福祉制度等の主な動きとポイント」（特に2023年）や受験参考書で必ず押さえておきましょう。

1. ×意見表明等支援員は、子どもの立場に立ち、意見形成支援や意見表明等支援を主に行います。子どもたちが自分の意見を持ち話してもよいと思える関係づくりが重要です。未熟さを補い、指導を行うものではありません。
2. ○意見表明等支援員は、児童の意向を勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関等との連絡調整を行うと規定されています。また、児童福祉に関する知識等を有する者とは、意見表明等支援員等のことをさします。
3. ○意見聴取等措置の対象となるのは、児童養護施設等に入所中の児童、里親委託中の児童、一時保護中の児童等が規定されています。
4. ×児童福祉司が、単独で聴取を控えなければならないという規定はありません。
5. ×児童養護施設の職員や里親は、意思表明等支援員から意見を聞くこともあり、子どもの最善の利益の観点から養育について意見を述べる必要があります。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus